

年収の壁

～社会保険から税金まで～

梶谷社会保険労務士事務所

梶谷 博和

◆自己紹介◆

氏 名 梶谷（こうじたに）博和 梶谷社会保険労務士事務所所長

経 歴 平成6年早稲田大学卒業。同年、銀行に入社。
平成14年、社会保険労務士として独立。

特 徴 労務問題の悩みを経営目線で応援するコンサルタント

顧 問 先 300社（1人～15,000人規模企業）

スタッフ 14名



✉ 無料メルマガ配信中

法改正事項や人事労務Q&A情報を毎週金曜日に**無料**配信中！

メルマガ希望と送信いただければ登録します。

メルアドはコチラ→ ✉ kojitani@ams.odn.ne.jp

QRコードからも
メルマガ登録可能



特 技 元卓球全日本選手（HPでご確認ください）



私

プロフィールはコチラから
ご覧いただけます。



YouTube 配信中！

ピンポン社労士 | こうじたに【社長の労務の落とし穴】

- ▶人が採れる！人が辞めない！お金を取られない！従業員の採用・定着・労務トラブルを事例で分かりやすく解説するチャンネルです！
- ▶毎週、月・水・金の6:00配信！ぜひご覧ください！
- ▶右下のQRコード、もしくは「ピンポン社労士」と検索してください！



ピンポン社労士



<https://www.youtube.com/@pingpong-kojitani>

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1 人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9 歳以上2 3 歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9 歳以上2 3 歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

なぜ、ややこしいのか？

税金（国税庁）と社会保険（厚生労働省）の話が
混ざっているから

社会保険と税金における年収の壁！

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン*市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大*現行、51人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン*市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における19歳以上23歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における19歳以上23歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

税金における大きな改正点！

	2025年	2026年	差異
基礎控除	95万円	104万円	+9万円
給与所得控除	65万円	74万円	+9万円
合計	160万円	178万円	+18万円

<基礎控除>

納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	令和8年/9年分	令和10年分～
132万円以下	104万円	99万円
132万円超 336万円以下		62万円
336万円超 489万円以下		
489万円超 655万円以下	67万円	
655万円超 2,350万円以下	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

<給与所得控除>

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票 の支払金額)	給与所得控除額
1,900,000円まで	740,000円
1,900,001円から 2,200,000円まで	
2,200,000円から 3,600,000円まで	収入金額×30% +80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% +440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10% +1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

【はじめに】それで結局、もっとも考えるべきは？

①社会保険料負担！（給料の約15%）

②だって、税金は・・・

「収入－経費＝所得(a)」

「(a)－所得控除＝課税所得(b)」

「(b) × 所得税率(税率－控除額)＝所得税額

【所得税率】

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(例) 年収180万円のパート

*社会保険料控除や生命保険料控除等、考慮せず

180万円－給与所得控除74万円=106万円(a)

106万円(a)－基礎控除104万円=2万円(b)

2万円(b) × 5%=1.000円

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

103万円の壁！（税金の話）

しかもこれは住民税！

	計算方法	注意点！
均等割	全員一律（通常5,000円）	市長村により 多少異なる！
所得割	所得により異なる＊税率10%	

【留意点！】

- ・住民税は、前年度収入により算定される。ゆえに2026年度に反映される
- ・住民税非課税世帯には公的支援あり！？

【参考】住民税の算定＊野洲市の場合

	金額（円）	非課税ライン
均等割	5, 8 0 0 円 （通常の県民税1,000円 + 琵琶湖森林づくり 県民税 8 0 0 円+ 市町民税3,000円+ 森林環境税1,000円含）	1 0 3 万円 ＊扶養親族がいる場 合は、より高め
所得割	所得に基づいて 1 0 %課税	1 1 0 万円 ＊扶養親族がいる場 合は、より高め

（例）

年収103万円の単身世帯の場合 住民税（均等割および所得割） 0円 ＊
 ＊（1,030,000円－給与所得控除650,000円）＝所得380, 000円

ただし、次の場合は課税されません。

扶養親族のいない人：合計所得金額≤38万円

扶養親族のいる人：合計所得金額≤28万円×（扶養親族数＋1）＋26.8万円

野洲市税条例による。

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

106万円の壁！（社会保険の話）

- ①週20時間以上勤務
- ②**所定内賃金8.8万円以上**
（年収106万円以上）
- ③勤務期間2か月超雇用見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員数＊51人以上

＊ここでの従業員数は、社会保険被保険者数換算
（4分の3要件）

②は、2026年10月撤廃（予定）

【留意点！】

・年収が約125万円以上になると、逆転現象が解消される

【参考】 人数規模廃止スケジュール

適用時期	企業規模
2027年10月	36人以上
2029年10月	21人以上
2032年10月	11人以上
2035年10月	10人以下

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

110万円の壁！（税金の話） しかもこれは住民税！

従来、100万円の壁→110万円の壁に！

	計算方法	注意点！
均等割	全員一律（通常5,000円）	市長村により 多少異なる！
所得割	所得により異なる＊税率10%	

【留意点！】

- ・住民税は、前年度収入により算定される。ゆえに2026年度に反映される
- ・住民税非課税世帯には公的支援あり！？

【参考】住民税の算定＊野洲市の場合

	金額（円）	非課税ライン
均等割	5, 8 0 0 円 （通常の県民税1,000円 + 琵琶湖森林づくり 県民税 8 0 0 円+ 市町民税3,000円+ 森林環境税1,000円含）	1 0 3 万円 ＊扶養親族がいる場 合は、より高め
所得割	所得に基づいて 1 0 %課税	1 1 0 万円 ＊扶養親族がいる場 合は、より高め

（例）

年収111万円の単身世帯の場合

均等割 5, 800円

所得割 3, 000円 ＊

合計 8, 800円

＊ $(1,110,000\text{円} - \text{給与所得控除}650,000\text{円} - \text{基礎控除}430,000) \times 10\%$

＊ ＊ **社会保険料控除・調整控除**等、その他の控除は考慮せず

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

130万円の壁！（社会保険の話）

被保険者と認定対象者との関係	収入要件（①かつ②が必要）	
	要件①	要件②
同一世帯	認定対象者（被扶養者になりたい人）の年間収入が 130万円 未満 (認定対象者が 60歳以上 の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の 障害者 である場合にあっては 180万円 未満)	原則として被保険者の年間収入の 2分の1未満 * 2分の1未満でなくとも被保険者の 年間収入を上廻らない場合 には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えない
別世帯		被保険者からの 援助による収入額より少ない

【留意点！】

- ・年収が約155万円以上になると、逆転現象が解消される

年収と労働条件による社会保険の区分

【51人以上規模】

労働時間	年収	社会保険	扶養	健康保険	年金関係
週20時間未満	130万円未満	×	○	夫の健康保険の被扶養者	国民年金の第3号被保険者
週20時間以上	106万円以上 * 10月撤廃予定	○	×	妻自身が健康保険に加入	妻自身が厚生年金保険に加入(第2号被保険者)
週20時間未満	130万円以上	×	×	妻自身が国民健康保険に加入	妻自身が国民年金の第1号被保険者として加入

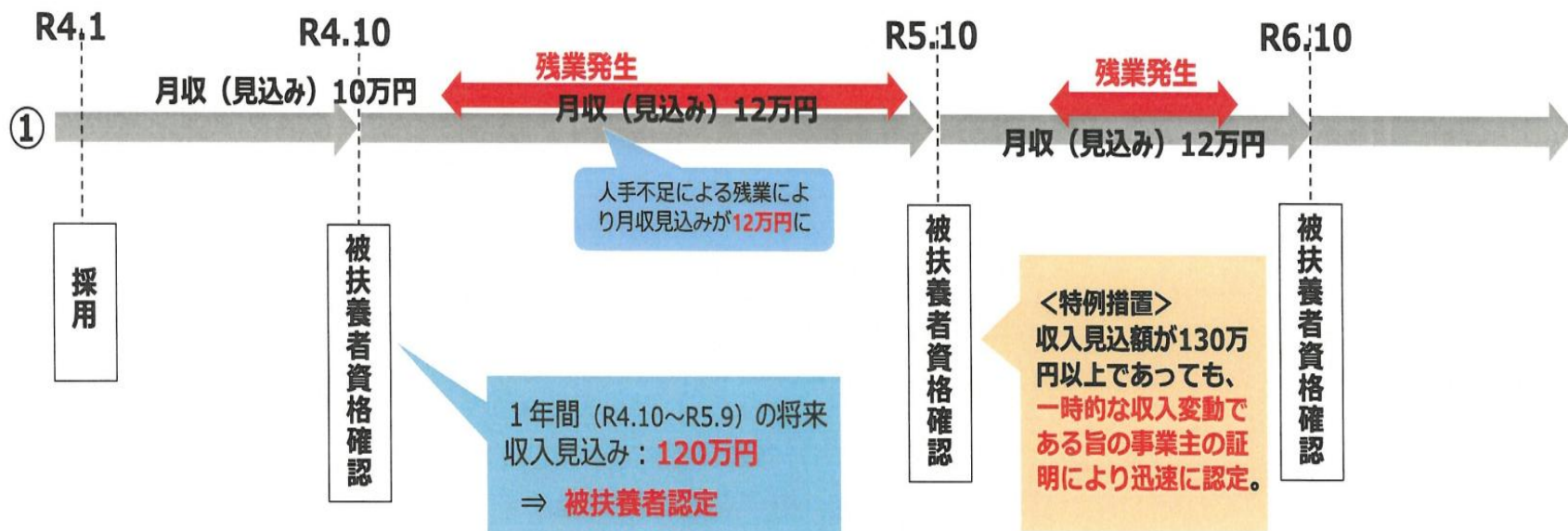
【51人未満規模】

労働時間	年収	社会保険	扶養	健康保険	年金関係
正社員の3/4未満	130万円未満	×	○	夫の健康保険の被扶養者	国民年金の第3号被保険者
労働時間・労働日数ともに正社員の3/4以上	130万円未満であろうと130万円以上であろうと	○	×	妻自身が健康保険に加入	妻自身が厚生年金保険に加入(第2号被保険者)
正社員の3/4未満	130万円以上	×	×	妻自身が国民健康保険に加入	妻自身が国民年金の第1号被保険者として加入

【参考】事業主証明による被扶養者認定の円滑化

施策	摘要
短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。 同一の者について原則として連続2回までを上限＊恒久化	扶養は、「将来の収入見込み」で考える。 連続3回までであると一時的（臨時的）でないと考えるため

例）被扶養者の範囲内で働く予定（月収10万円）であつたが、残業により収入増になった場合



そして、令和8年4月からは新たな取り扱い！

	～R8.3	R8.4～
扶養認定	認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、所定外賃金の見込みを含めた 今後1年間の収入見込み で判断	「労働契約内容に基づく年間収入」 ＊労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含まない

【留意点！】

- ・給与収入のみの方に適用＊年金や事業収入がある場合、非該当
- ・臨時収入により実際の年間収入が“社会通念上妥当である範囲を超えて”130万円を大きく上回っており、労働契約内容の賃金を不当に低く記載していたことが判明した場合には、被扶養者に該当しないものとして取り扱って差し支えない（と通達）
- ・労働時間が**2か月連続**、社会保険の加入要件の労働時間になると調査の際は、社会保険加入を迫られる可能性大
- ・150万円・180万円の扶養認定にも同様の取り扱い

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

1 3 6 万円の壁！（税金の話）

年間の合計所得金額が62万円以下の扶養親族（扶養控除）や配偶者（配偶者控除）がいる場合に、納税者の控除対象に

	改正前	改正後
合計（①＋②）	1 2 3 万円	1 3 6 万円
給与所得控除①	6 5 万円	7 4 万円
所得条件②	5 8 万円	6 2 万円

（例）

夫：正社員 年収800万円

父（62歳）：パート 年収136万円（136万円－給与所得控除74万円＝所得金額62万円）がいる場合に、夫の年末調整の際に、38万円の控除が受けられる

【留意点！】

- ・136万円を超えても配偶者に関しては、配偶者特別控除があるので、169万円までは控除額は基本的に変わらない。
- ・「所得税法上の扶養家族」ではなくなると、家族手当などに影響可能性

配偶者控除と扶養控除

配偶者控除は、年収要件付き！

配偶者控除の額				
納税者の所得	9 0 0万円以下	9 5 0万円以下	1, 0 0 0万円以下	1, 0 0 0万円超
1 3 6万円 (所得 6 2万円) 以下	3 8万円	2 6万円	1 3万円	0

【扶養控除】		
区分		控除額
一般の控除対象扶養家族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等 以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

150万円の壁！（社会保険の話）

令和7年改正時の特定親族特別控除（19歳以上23歳未満）に合わせて19歳以上23歳未満の者の社会保険における被扶養基準を130万円から150万円に変更！

【留意点！】

- ・令和7年10月1日以降の社会保険の扶養認定の際に適用
- ・年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定！
- ・この要件は、19歳以上23歳未満の”配偶者”には適用しない
- ・社会保険の扶養は、150万円“未満”

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン*市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大*現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン*市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

159万円の壁！（税金の話）

特定親族特別控除（19歳以上23歳未満）を令和7年より創設

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

（例）

父：正社員 年収800万円

学生の子：バイト 年収159万円（159万円－給与所得控除74万円＝所得金額85万円がある場合に、父の年末調整の際に63万円の控除が受けられる

【留意点！】

・年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定！

年収の壁！全体像

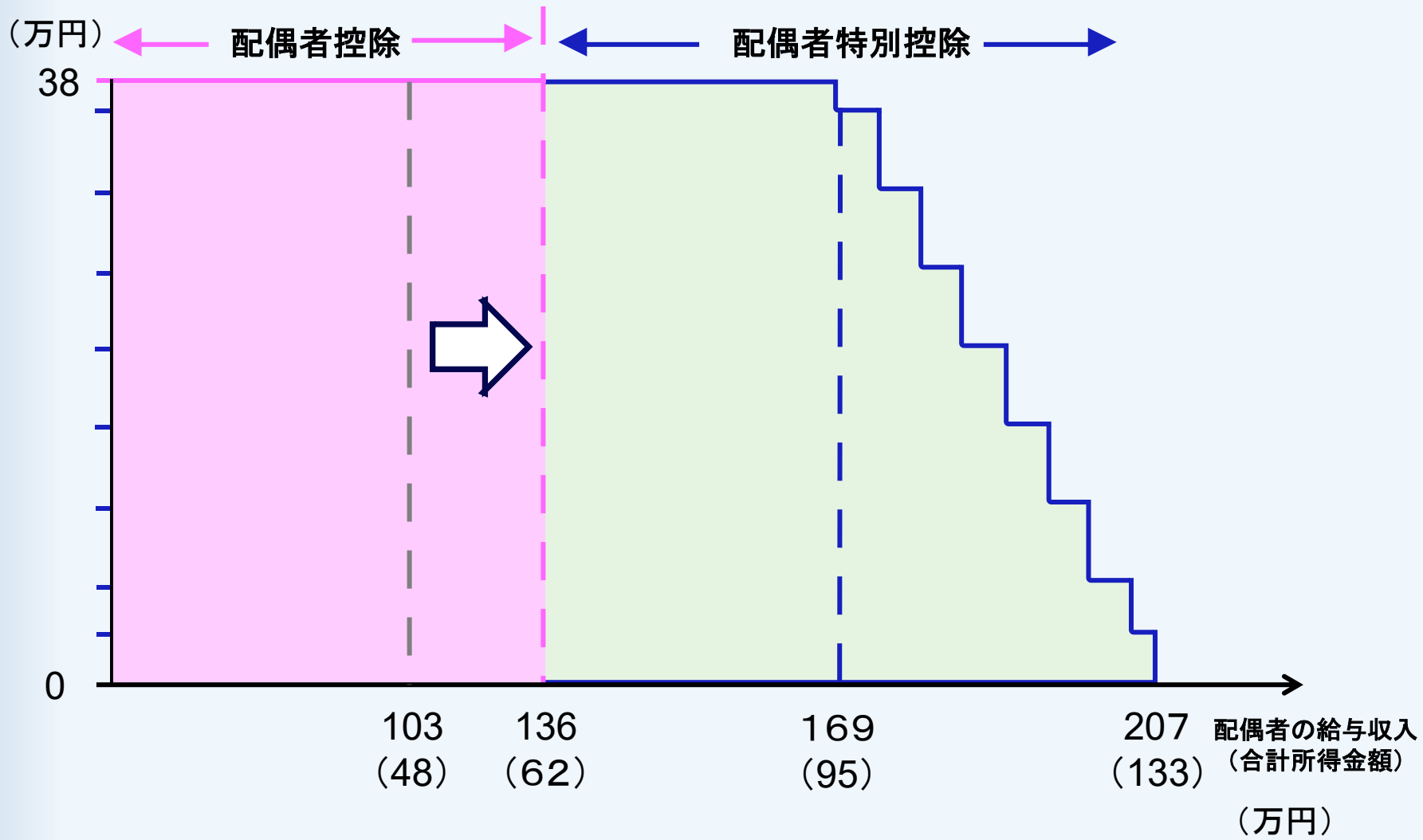
年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

169万円の壁！（税金の話）

配偶者特別控除は、年収要件付き！

【配偶者特別控除の額】				
配偶者の年収	(所得ベース)	納税者の所得		
		① 900万円以下	② 900万円超950万円以下	③ 950万円超1,000万円以下
136万円超159万円以下	(62万円超85万円以下)	38万円	26万円	13万円
159万円超164万円以下	(85万円超90万円以下)	38万円	26万円	13万円
164万円超169万円以下	(90万円超95万円以下)	38万円	26万円	13万円
169万円超174万円以下	(95万円超100万円以下)	36万円	24万円	12万円
174万円超179万円以下	(100万円超105万円以下)	31万円	21万円	11万円
179万円超184万円以下	(105万円超110万円以下)	26万円	18万円	9万円
184万円超189万円以下	(110万円超115万円以下)	21万円	14万円	7万円
189万円超194万円以下	(115万円超120万円以下)	16万円	11万円	6万円
194万円超197万円以下	(120万円超123万円以下)	11万円	8万円	4万円
197万円超199万円以下	(123万円超125万円以下)	11万円	8万円	4万円
199万円超204万円以下	(125万円超130万円以下)	6万円	4万円	2万円
204万円超207万円以下	(130万円超133万円以下)	3万円	2万円	1万円

図示 配偶者控除と配偶者特別控除



年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

178万円の壁（税金の話）

働いていても178万円なら非課税

	2025年	2026年	差異
基礎控除	95万円	104万円	+9万円
給与所得控除	65万円	74万円	+9万円
合計	160万円	178万円	+18万円

<基礎控除>

納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	令和8年/9年分	令和10年分～
132万円以下	104万円	99万円
132万円超 336万円以下		62万円
336万円超 489万円以下		
489万円超 655万円以下	67万円	
655万円超 2,350万円以下	62万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円

<給与所得控除>

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票 の支払金額)	給与所得控除額
1,900,000円まで	740,000円
1,900,001円から 2,200,000円まで	
2,200,000円から 3,600,000円まで	収入金額×30% +80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20% +440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10% +1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

年収の壁！全体像

年収 (単位：万円)	概要
1 0 3	住民税（均等割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 0 6	社会保険の適用拡大＊現行、5 1人以上企業
1 1 0	住民税（所得割）非課税ライン＊市町村により多少、異なる
1 3 0	社会保険の被扶養基準
1 3 6	配偶者控除や扶養控除
1 5 0	社会保険の扶養における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 5 9	特定親族特別控除における1 9歳以上2 3歳未満の者への優遇措置
1 6 9	配偶者特別控除の満額ライン
1 7 8	所得税の非課税ライン 2026年度、新設
2 0 7	配偶者特別控除がなくなる

207万円の壁！（税金の話）

配偶者特別控除がなくなる

【配偶者特別控除の額】				
配偶者の年収	(所得ベース)	納税者の所得		
		① 900万円以下	② 900万円超950万円以下	③ 950万円超1,000万円以下
136万円超159万円以下	(62万円超85万円以下)	38万円	26万円	13万円
159万円超164万円以下	(85万円超 90万円以下)	38万円	26万円	13万円
164万円超169万円以下	(90万円超 95万円以下)	38万円	26万円	13万円
169万円超174万円以下	(95万円超 100万円以下)	36万円	24万円	12万円
174万円超179万円以下	(100万円超 105万円以下)	31万円	21万円	11万円
179万円超184万円以下	(105万円超 110万円以下)	26万円	18万円	9万円
184万円超189万円以下	(110万円超 115万円以下)	21万円	14万円	7万円
189万円超194万円以下	(115万円超 120万円以下)	16万円	11万円	6万円
194万円超197万円以下	(120万円超 123万円以下)	11万円	8万円	4万円
197万円超199万円以下	(123万円超 125万円以下)	11万円	8万円	4万円
199万円超204万円以下	(125万円超 130万円以下)	6万円	4万円	2万円
204万円超207万円以下	(130万円超 133万円以下)	3万円	2万円	1万円

【まとめ】年収の壁！留意点

年収	概要	考慮要素
103	住民税（均等割）非課税ライン	* 市町村により異なる。 一定の公的支援あり！？
106	社会保険の適用拡大 * 現行、51人以上企業	51人以上企業かどうか？実質、年収は無関係。社会保険料負担（15%）
110	住民税（所得割）非課税ライン	* 市町村により異なる。
130	社会保険の被扶養基準	扶養を外れると社保加入か国保加入
136	配偶者控除や扶養控除	納税者の年収により節税インパクトが変わる
150	社会保険の扶養における19歳以上23歳未満の者への優遇措置	社保加入基準（4分の3要件）にも留意。
159	特定親族特別控除における19歳以上23歳未満の者への優遇措置	納税者の年収が高いとインパクトあり
169	配偶者特別控除の満額ライン	納税者の年収が高いとインパクトあり
178	所得税の非課税ライン	他の控除があれば、非課税ラインはもっと高い。配偶者控除や扶養控除（136万円）との兼ね合い
207	配偶者特別控除がなくなる	ここまで働いたら、あまり気にしなくても

それで結局、どうしたらいいの？

事業所 規模	対象者	解決策の概要
51人 以上	配偶者	・週20時間以上で勤務する（社会保険加入）なら169万円（配偶者特別控除）OR178万円（自身の非課税枠）などを考慮して勤務形態を考える。家族手当の要件は☑
	学生 （19歳以上 23歳未満）	・週20時間以上で勤務しても社会保険は適用除外。正社員の4分の3以上（一般的には週30時間以上）で勤務する（社会保険加入）なら159万円（親の税法上の扶養）などを考慮して勤務形態を考える
50人 以下	配偶者	・正社員の4分の3以上（一般的には週30時間以上）で勤務する（社会保険加入）なら169万円（配偶者特別控除）OR178万円（自身の非課税枠）などを考慮して勤務形態を考える。家族手当の要件は☑
	学生 （19歳以上 23歳未満）	・正社員の4分の3以上（一般的には週30時間以上）で勤務する（社会保険加入）なら159万円（親の税法上の扶養）などを考慮して勤務形態を考える

ご静聴いただきまして、ありがとうございました。



無料メルマガ配信中

QRコードからも
メルマガ登録可能

法改正事項や人事労務Q&A情報を毎週金曜日に**無料**配信中！

メルマガ希望と送信いただければ登録します。

メルアドはコチラ→  kojitani@ams.odn.ne.jp



ぜひ、**荻谷** 社会保険労務士事務所のHPもご覧ください！

<https://www.office-kojitani.com/>




お客様の声はコチラ！



<https://www.office-kojitani.com/voices/>

YouTube 配信中！

ピンポン社労士 | こうじたに【社長の労務の落とし穴】

- ▶ 人が採れる！人が辞めない！お金を取られない！従業員の採用・定着・労務トラブルを事例で分かりやすく解説するチャンネルです！
- ▶ 毎週、月・水・金の 6:00 配信！ぜひご覧ください！
- ▶ 右下のQRコード、もしくは「ピンポン社労士」と検索してください！



ピンポン社労士



<https://www.youtube.com/@pingpong-kojitani>

ご受講の皆さまにお願いがあります！

ぜひ、今回のセミナーの感想を、グーグルのクチコミに投稿してください！
ご協力をお願いします！



▼クチコミ投稿はこちらから▼

The multi-colored Google logo, consisting of the letters 'G', 'o', 'o', 'g', 'l', 'e' in blue, red, yellow, blue, green, and red respectively.